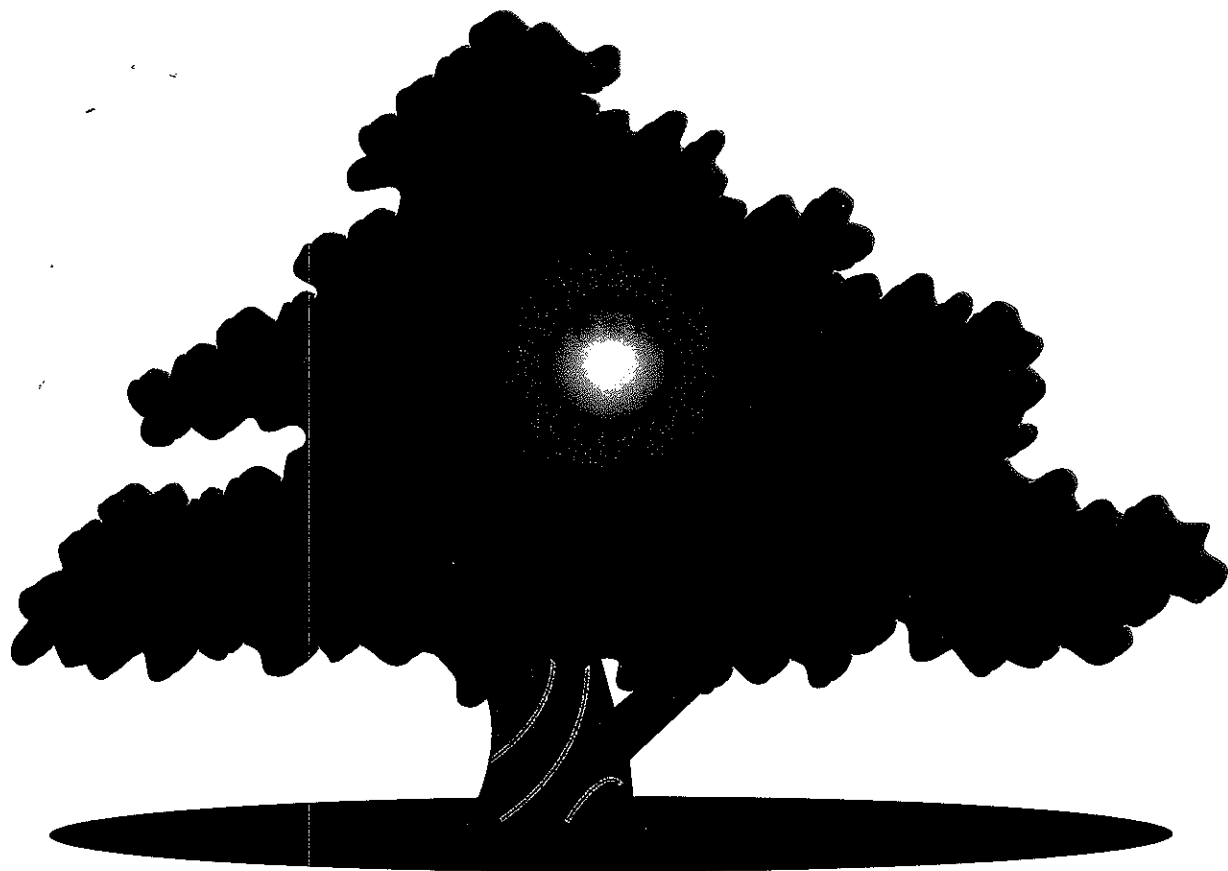


——がっぷり四つに取り組むために——

新法『心神喪失者等

医療観察法』を考える



市民シンポジウム

開催日時:平成15年11月21日(金) 午後6時~午後8時30分
会場:大阪弁護士会館 6階大ホール(大阪市北区西天満2-1-2)
参加費:無料(事前申込みは不要です)
主催:大阪弁護士会

シンポジウムのご案内

本年7月10日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が可決成立し、現在、施行に向けての準備が進められています。

この新法施行後は、重大な他害行為を行った者が心神喪失・心神耗弱のために刑務所に行かない場合に、検察官の申立てにより、裁判官1名と精神科医1名とで強制入院等の処遇を決める審判を行うことになるなど、精神医療・刑事司法をめぐる状況は一変します。

私たちは、従前、この法律の施行が、結局は「将来の危険」を理由にした拘禁制度となってしまう危険をはらんでいることなどの問題点を指摘し、反対運動を展開してきました。しかし、処遇要件を「再び対象行為を行うおそれ」から「この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合」に修正させる等、一定の成果は得られたものの、未だ多くの課題を残したまま、法案は可決されました。

法律として成立してしまっただけで、これからは、精神医療や司法の現場に携わるみなで、この新法の運用に積極的にかかわり、新法の進むべき道をつくっていかねばなりません。

本シンポジウムでは、その第一歩として、新法成立により精神医療はこれからどうなっていくのか、私たちは新法にどのようにかかわっていけばよいのか、また残された課題について、みなで考えたいと思います。

【プログラム】

① 「法案反対運動の総括と新法対策の必要性」

伊賀 興一 氏（弁護士、日弁連心神喪失者等「医療」観察法案対策本部 事務局次長）

② 「心神新法の国会審議と法的性格」

中山 研一 氏（京都大学名誉教授、弁護士）

③ 「精神医療の改善課題と心神新法」

澤 温 氏（さわ病院院長）

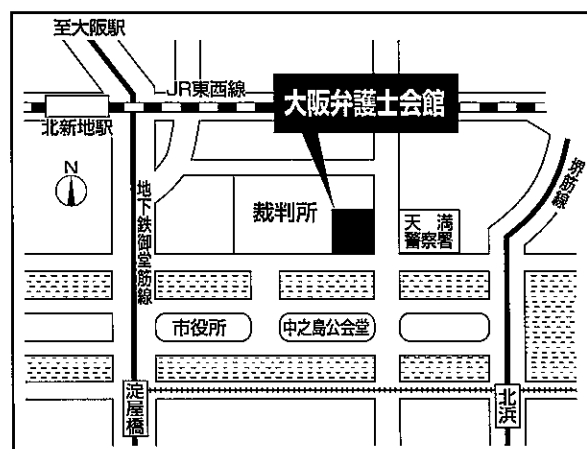
④ 「当事者から見た心神新法」

山本 深雪 氏（NPO大阪精神医療人権センター 事務局長）

⑤ 「社会復帰の課題と心神新法」

重野 勉 氏（大阪保健福祉専門学校精神保健福祉科学科長）

【大阪弁護士会館地図】



【お問い合わせ先】

大阪弁護士会館 委員会担当室
大阪市北区西天満2-1-2
TEL. 06-6364-1227

(地下鉄・京阪電車「淀屋橋」「北浜」駅より徒歩8分)